

人権救済基金運営委員会

人権救済基金 ニュース

Human Rights
Relief Fund
NEWS

第52号

2026.6.15 発行

京都弁護士会

人権救済基金運営委員会

〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

WEB <https://www.kyotoben.or.jp/>

top news トップニュース

人権救済基金のご利用と ご寄付をお願いします。

京都弁護士会 会長 谷口直大



1993年度（平成5年度）に京都弁護士会に「人権救済基金」が創設されてから、すでに30年余りが経過しました。この間、当基金は弁護士費用や訴訟費用を援助する制度として、公益性の認められる人権事件に数多く関わり、京都の司法と人権救済の歴史をともに歩んでまいりました。

弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現にあります。しかし、社会的に重要な意義を有する事件であっても、当事者が経済的に困窮しているために裁判に踏み出せないという現実、今も変わらず存在します。当基金は、勝訴の見込みを要件とせず、事案の公益性を重視して援助の可否を判断します。この点において、法テラスによる法律援助制度とは異なる独自の役割を担っており、困難な事件に立ち向かう弁護士や市民にとって、なくてはならない制度です。

私が会長に就任するにあたり掲げたスローガンは「あなたの近くに京都弁護士会」です。これは、市民との距離を縮めることにとどまらず、弁護士が市

民のもとへと積極的に歩み寄る、能動的な姿勢を表すものです。人権救済基金の活動は、まさにその理念を体现するものにほかなりません。費用の壁に阻まれた人権救済の現場に、当会として正面から関わり続けることが、市民の信頼に応える弁護士会の責務であると考えております。

一方、基金の現状に目を向けますと、残高は決して潤沢とはいえません。人権をめぐる課題は年々複雑化・多様化しており、当基金に寄せられる期待はますます大きくなっています。基金の安定と充実なくして、この制度の継続はありません。市民の皆様には、一人でも多くの方に基金の維持会員となっていただきますよう、あらためてお願い申し上げます。また、事件が解決した際や相続の場面など、寄付に適した機会がございましたら、ぜひともお声がけください。

人権救済基金という制度の意義を世間に広くお知らせいただき、ご賛同いただける場合にはご寄付をご検討いただけますようお願い申し上げます。

第30回法律援助を広げる 市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 石 地 春 樹

1 はじめに

2026 年 2 月 7 日(土)に「第 30 回法律援助を広げる市民のつどい」が開催されました。本イベントは、京都弁護士会が運営する人権救済基金制度について、より多くの市民に知ってもらい、その利用を促進することを目的として、長年にわたり継続的に開催されているものです。今回は節目となる第 30 回ということもあり、会場には多くの市民や関係者が参加され、人権問題への関心の高さがうかがえました。身近な問題として人権を捉え、法的支援の在り方を考える貴重な機会となりました。

2 基金の説明と事例報告

冒頭、池上哲朗会長による開会挨拶があり、本制度の意義やこれまでの歩みについて触れられました。続いて、人権救済基金運営委員会の糸瀬美保委員長から、制度の具体的な内容やこれまでの活用事例についての説明が行われました。本制度は、障がい者、高齢者、子ども、外国人など、社会的に弱い立場に置かれている方々に関する事件のうち、十分な人権救済が図られ



池上前会長



細田梨恵先生

ていないと考えられるものを対象に、弁護士費用等の援助を行うものです。説明の中では、実際に支援が行われた事例が複数紹介され、制度が現実の問題解決に大きく寄与していることが具体的に示されました。日常生活の中で見過ごされがちな人権課題にも、このような制度が機能していることに強い意義を感じました。

次に、実際に基金が活用された事例として、細田梨恵会員より旧優生保護法一時金支給事件に関する報告がありました。本件は社会的にも広く知られる問題ではありますが、代理人弁護士の立場から語られる被害者の具体的な状況や心情は、報道などを通じて知るものとは異なり、より切実で重みのあるものでした。特に、いまだ補償を受けることができていない方が多数存在している現状や、手続の困難さについての説明は印象深く、制度の存在だけでなく、その実効的な運用の重要性を改めて認識させられました。法的支援が果たす役割の大きさと、継続的な関与の必要性を強く感じる報告でした。

3 ミニコンサート

プログラムの中盤には、ユニット「ViTA」によるミニコンサートが行われました。ベースの南利潔さんとフルートの橋本可愛さんによる演奏は、専門分野の異なるお二人の個性が調和したもので、「ViTA (生命・人生)」というユニット名にふさわしい深いメッセージ性を帯びていました。演奏からも「命を何に使うのか」という問いかけがなされ、単なる音楽鑑賞にとどまらず、参加者それぞれが自らの生き方を見つめ直す機会となりました。また、直接その場で音楽に触れることで、音の振動や空気感を体感でき、今日では当たり前となったデジタル媒体では得難い、音楽の臨場感と感動を味わうことができました。



ミニコンサート

4 講演

最後に、東京大学大学院教育学研究科の小国喜弘教授による講演「学校は誰のためにあるのか インクルーシブ教育の視点で考える『分けない学び』」が行われました。講演では、戦前から戦後にかけての教育制度の変遷や、児童・生徒の「区別」がどのように形成されてきたのかが丁寧に解説されました。また、近年増加する特別支援学級の現状についても、具体的なデータを交えてご説明いただきました。とりわけ、「子どもを分けない教育環境を整えることが、支援を必要とする子どもだけでなく、周囲の子どもたちの成長にも資する」という研究結果のご報告は非常に示唆に富む

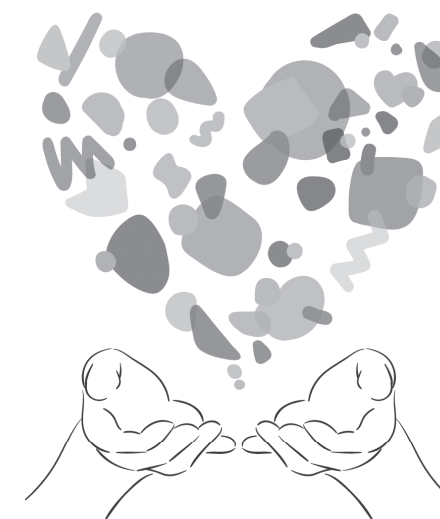


小国喜弘先生

もので、大変勉強になりました。実際の教育現場の事例を踏まえた講演は説得力があり、インクルーシブ教育の可能性を、現実のものとして捉えることができました。

5 終わりに

今回のイベントを通じて、改めて法的支援制度の重要性とともに、多様な背景を持つ人々が共に生き、学び合う社会の在り方について考える機会となりました。人権救済基金制度は、このような社会を支えていく上で非常に重要な制度です。本制度が今後も継続的に機能し、必要とされる方々に適切な支援を届けていくためには、皆様のご理解とご協力が不可欠となります。引き続き、人権救済基金制度へのご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



人権救済基金事件報告

福知山市造成地水害訴訟の軌跡 ～裁判が行政を動かし、勝ち取った成果～

福知山市造成地水害訴訟弁護団 事務局長 弁護士 上 田 敦

1 はじめに

2018 年 11 月発行の貴基金ニュース第 43 号において、当弁護団から、「福知山市造成地水害訴訟の意義」と題し、本訴訟が提起されるに至った背景とその法的・社会的意義についてご報告いたしました。それからおよそ 6 年の歳月が流れ、提訴から 9 年、本訴訟は令和 6 年（2024 年）9 月の最高裁判所決定をもって一つの終結を迎えました。

本件は、平成 25 年（2013 年）9 月に発生した台風 18 号等の豪雨により、福知山市内で発生した甚大な浸水被害をきっかけとしています。被災住民らが福知山市を相手取り、国家賠償請求訴訟を提起したこの裁判の核心は、従来の「河川管理の瑕疵（ハード面の不備）」を問うのではなく、市が自ら浸水リスクの高い土地を土地区画整理事業等によって造成・分譲したという「危険の創出（先行行為）」に着目し、売主としての説明義務違反、および地方公共団体としての情報提供義務違反を正面から問うた点にあります。これは、単なる水害訴訟ではなく「造成地水害」と呼ぶべき、防災から減災へのパラダイムシフトを司法の場に突きつける試みでした。

本稿では、その後の熾烈を極めた法廷闘争の経過と、司法の結論を超えて勝ち取った「真の成果」について最終報告をさせていただきます。

2 第一審判決について

およそ 5 年にわたる審理を経て、令和 2 年（2020 年）、京都地方裁判所は第一審判決を言い渡しました。

京都地裁は、原告らを「福知山市から直接土地を購入した者（買主原告）」と「不動産仲介業者等を介して第三者から購入した者（一般原告）」に二分しました。そして、買主原告に対しては、市に売買契約上の

信義則に基づく説明義務違反があったと認定しました。さらに、市が適切な説明を行っていたら、原告らは土地を購入しなかったか、あるいは土地の嵩上げや水害保険への加入といった対策を講じていた可能性が高いとして、財産的損害との因果関係を真正面から認め、慰謝料のみならず建物補修費用等の損害賠償を命じる画期的な判断を示したのです。

しかし一方で、一般原告に対しては「地方公共団体と住民という一般的な関係を超えるものではない」として、情報提供義務を一切否定し、請求を棄却しました。市が自ら危険な土地を造成し、市場に流通させたという「危険の創出（先行行為）」という本質を見落とし、単に市から直接買ったか否かという購入経路の違いだけで救済を分断するこの判決は、到底納得できるものではありませんでした。弁護団は、この不合理な分断を解消し、真の救済を勝ち取るべく、大阪高等裁判所へ控訴しました。

3 控訴審について

大阪高裁での控訴審において、私たちは第一審で勝ち取った判断枠組みを維持しつつ、「作為起因性の不作為」という本訴訟の本質的問題を繰り返し強調しました。福知山市が「造成地周辺が過去に何度も浸水していること」や「河川改修が未了で氾濫の危険性が高いこと」を十分に認識しながら、あえて住民を誘致したこと自体が、行政として極めて不当であると主張しました。特に、本件地域の複雑な地形的特質や、過去の被災状況の深刻さを裁判官に直接感得してもらうため、第一審でも実施された「現地進行協議」の重要性を説き、再度その実施を強く申し立てました。平面的な地図や書面では決して伝わらない「水が押し寄せてくる恐怖」や、土地の高低差がもたらす致命的なリスクを肌で理

解してもらうことが、行政の予見可能性や過失を立証する上で不可欠だと考えたからです。しかし、裁判所は私たちの申し入れを採用しませんでした。

そして令和 5 年（2023 年）8 月 30 日、大阪高裁は第一審の勝訴部分をも取り消し、原告らの請求をすべて棄却する逆転敗訴の判決を下しました。大阪高裁は、市がハザードマップを配布していたこと等を理由に「当事者間に情報格差はなかった」と断じ、専門家集団である行政と一般市民との圧倒的な情報収集能力の差を度外視する、極めて冷酷かつ不当な判断を下したのです。

4 最高裁について

私たちはこの不当判決に屈することなく、最高裁判所に上告および上告受理申立てを行いました。上告理由補充書を提出し、最後の最後まで司法の良心に訴えかけました。しかし、残念ながら令和 6 年（2024 年）9 月 4 日、最高裁は実質的な審理に踏み込むことなく、本件上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定を下しました。

これにより、およそ 9 年にわたる本訴訟は、法的救済という形での勝利を手につけることなく、形式的な終結を迎えました。司法の壁は厚く、行政の「不作為」に対する違法認定のハードルは依然として高いままであることを痛感せざるを得ない結果でした。しかし、本訴訟が遺したものは、決して「敗訴の記録」だけではありませんでした。

5 裁判が行政を動かした！

司法の形式的な結論とは対照的に、私たちが提訴以来突きつけ続けてきた主張は、福知山市の行政を根本から揺り動かしていました。福知山市は第一審判決の後、当時の京都府危機管理監を副市長に招くという、防災体制の強化に向けた極めて異例かつ重い人事を行いました。

法廷では徹底抗戦の構えを崩さなかった市でしたが、その舞台裏では、京都地裁で敗訴を喫したこと、そして裁判を通じて白日の下にさらされた自らの防災体制の脆弱性を、これ以上看過できないと痛感していたのでしょう。その結果、福知山市は、全国でも有数といわれる高度な防災計画と避難計画の策定へと

舵を切りました。実際、市のホームページを確認すると、令和 7 年（2025 年）5 月、福知山市防災会議が策定したものとして「地域防災計画」を公表しています。薄氷を踏む思いで最終的には勝訴を拾った福知山市でしたが、もはや「これまでの行政」で済ませることはできないという危機感が、ここまでの抜本的な改革を断行させたのです。これこそ、裁判という公の場での厳しい検証が行政の重い腰を上げさせ、現実の社会を変えた、典型的な成功例の一つに数えられるべきものです。私たちが 9 年間の闘いを通じて、福知山市民の命と財産を守るための大きな成果を勝ち取ったことは疑いようのない事実、と自負しています。

6 本訴訟の歴史的意義と結びに代えて

本訴訟は、気候変動により水害が頻発する現代社会において、行政が果たすべき情報提供のあり方を鋭く問い直しました。ハード整備による「防災」だけでは生命・財産を守り切れない以上、行政が適時適切な「生きたリスク情報」を住民に提供し、住民が自衛措置を講じられるようにする「減災」の取り組みこそが不可欠です。本訴訟が法廷で残した膨大な主張と記録は、たとえ結論は敗訴であっても、今後の水害訴訟や行政の責任のあり方を照らし続ける、後進への道標になったと確信しております。

長期間にわたり、証拠の偏在や高い立証のハードルという困難な状況下で、私たちがこの闘いを継続できたのは、ひとえに「人権救済基金」からの多大なご支援があったからです。事件の公益的意義に光を当て、資力や勝訴見込みといった形式的な枠組みを超えて手を差し伸べてくださった本基金の存在は、原告らと弁護団にとって大きな希望でした。

裁判の勝利とは、単に判決主文で「認める」の一筆を勝ち取ることだけではなく、そのプロセスを通じて社会の不条理を正し、二度と同じ被害を繰り返させないための仕組みを作ることこそが、真の勝利であると考えます。本訴訟を支えてくださった京都弁護士会、ならびに寄付をお寄せくださっている多くの市民、会員の皆様に、心より深く感謝申し上げます。

以上

これまで基金で援助した主な事件

1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者の C 型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
	ホームヘルパー養成講座事件
2002年	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
2003年	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2004年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
2005年	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件
	②労働災害損害賠償請求事件
2006年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2007年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2009年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件
	②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件　他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DV の被害届に関連する二次被害）
2010年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が 5 か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2011年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
2012年	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
	カネボウ白斑被害損害賠償事件
	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件
2013年	天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件
	生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件
2014年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件
	授業料等返還及び未払い賃金等請求事件
2015年	授業料等返還及び未払い賃金等請求事件

2018年	旧優生保護法に基づく被害回復請求事件
2020年	文書不開示決定処分取消等請求控訴事件
	児童扶養手当支給停止処分取消請求訴訟
	損害賠償請求（台風 18 号に伴う降雨による水害被害）
	行政代執行に対する不服審査請求
2021年	児童扶養手当支給停止処分取消請求控訴訴訟
2022年	非現住建造物等放火被告事件
2023年	優生保護法一時金支給申請事件
	京都アニメーション事件
	開発許可処分取消請求
	特例許可取消審査請求
2024年	都市公園廃止処分取消請求事件
	建築確認取消請求事件
	特例許可取消審査請求事件
2025年	建築確認取消審査請求

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。2026 年 3 月末時点での援助件数は、91 件です。

2025年度人権救済基金残高

科 目	予 算 額	決 算 額
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
（1）経 常 収 益		
寄付金等	1,400,000	2,117,000
会員寄付金	1,000,000	1,017,000
会員外寄付金	300,000	180,000
償還金等	100,000	920,000
雑収入	1,000	3,622
受取利息	1,000	3,622
経 常 収 益 計	1,401,000	2,120,622
（2）経常費用		
一般公益事業費	1,030,000	332,094
各センター活動費	1,010,000	324,345
雑 費	20,000	7,749
特別公益事業費	3,000,000	0
人権救済基金援助金等	3,000,000	0
経 常 費 用 計	4,030,000	332,094
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,629,000	1,788,528
評価損益等計	0	0
当期経常増減額	△ 2,629,000	1,788,528
2. 経常外増減の部		
（1）経 常 外 収 益		
経 常 外 収 益 計	0	0
（2）経 常 外 費 用		
予備費	500,000	0
経 常 外 費 用 計	500,000	0
当期経常外増減額	△ 500,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,129,000	1,788,528
一般正味財産期首残高	2,968,128	2,968,128
一般正味財産期末残高	△ 160,872	4,756,656
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	0	0
指定正味財産期首残高	7,000,000	7,000,000
指定正味財産期末残高	7,000,000	7,000,000
III 正味財産期末残高	6,839,128	11,756,656

人権救済基金 Q & A

Human Rights Relief Fund NEWS Q&A

Q 人権救済基金とは、どういうものですか

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、法テラスの「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければならない。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q どのような援助がされるのでしょうか

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか

A 2025年度末で、約1,175万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先（郵便振替口座）

京都 01050-3-8313

名称：京都弁護士会人権救済基金

※寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

▶ QRコードで簡単アクセス！

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

